

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件

三重国民年金 事案 862

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から同年9月まで

昭和50年12月にA県からB町の実家に戻ったが、その際、父親が私の国民年金の加入手続を行い、それまで納めていなかった期間の国民年金保険料をさかのぼって納付してくれた。父親は、「保険料の納付漏れは無い。」と言っていたので、申立期間が未納となっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和50年12月ごろに払い出されたとみられ、その時点で申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である上、申立期間直後の49年10月から51年3月までの保険料は、同年11月に過年度納付されている。

さらに、申立人は、その妻についても、婚姻後、申立人の父親が国民年金の加入手続を行うとともに、約2年間分の国民年金保険料を^{そきゅう}遡及して納付したとしているところ、その妻の国民年金手帳記号番号は昭和52年5月に払い出されているが、保険料については50年4月から納付済みとなっており、当該記号番号が払い出された時点において、同年4月の保険料が時効到来直前であったことや、その妻が特例納付をした形跡も無いことなどを踏まえると、その妻の同年4月から52年3月までの2年間分の保険料は、当該記号番号の払出しとほぼ同時期に過年度納付されているものとみられ、申立人の供述と一致している。

以上の状況から、申立人の父親は、国民年金保険料の過年度納付について了知していたものと考えられ、申立期間が短期間であることや、申立期間以降の保険料の納付状況などを勘案すると、申立期間については、申立人の父親が申立人の加入手続を行った時点で過年度納付を行ったと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 1048

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和50年2月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、10万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月31日から同年2月1日まで

B企業年金基金が発行した一時金給付裁定通知書には、適用期間が昭和47年4月1日から平成20年10月1日までと記載されていることから、A社に継続して勤務していたことは明白である。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間にA社において継続して勤務していたことが認められる。

また、C厚生年金基金から申立人の加入記録を引き継いだ、D厚生年金基金（現在は、B企業年金基金）の申立人に係る加入員台帳には、申立人のA社における資格喪失日は昭和50年2月1日と記載されている。

さらに、当該厚生年金基金は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していたとしている。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人が主張する昭和50年2月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該厚生年金基金及び申立人のA社における昭和49年12月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月

私は、平成9年3月28日付けでそれまで勤めていた会社を退社し、同年4月1日に次の会社に入社したが、その間に生じた国民年金の空白期間について、1か月分の国民年金保険料として1万数千円を納付するよう納付書が送られてきたので、妻が近くの郵便局で納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立人の妻が、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間は厚生年金保険に挟まれた期間であるが、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間となっている上、申立人が所持している年金手帳においても、申立期間に係る国民年金の加入記録は記載されていないほか、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。さらに、申立人の妻に聴取しても、申立人の国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続についての具体的な記憶は無いとしている。

加えて、申立期間については、申立人及びその妻共に、申立人のみ一人分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の妻は、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の得喪に伴い、申立期間は国民年金第1号被保険者となっている上、当該期間に係る保険料は平成9年7月29日に過年度納付されていることから、申立期間に係る保険料の納付は、申立人の妻について行われたものと考えられる。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 864

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から52年10月まで
結婚後、A市B区に居住していた時に、友人に勧められ国民年金に任意加入した。当時、自宅から区役所まで歩いて納付に行っていたことを覚えている。加入時期をはっきりと覚えていないが、昭和52年11月よりも前のことだったと思うので、納付記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人には、昭和36年5月と52年11月にそれぞれ別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、オンライン記録及びそれぞれの記号番号に係る国民年金被保険者台帳（旧台帳）の記録から、申立人の36年4月から39年12月までの期間の国民年金保険料は最初に払い出された記号番号により納付されていること、及び後から払い出された記号番号は最初に払い出された記号番号に統合されたことが確認できる。

また、申立人は、戸籍謄本によると、昭和39年12月*日に婚姻しているが、最初に払い出された国民年金手帳記号番号に係る旧台帳には、申立人の婚姻に伴う名字及び住所の変更が行われた形跡が無い上、「39. 12. 24 不在」と記載されているほか、申立人は、婚姻後、A市C区在住中は国民年金に加入していなかったと述べていることから、最初に払い出された記号番号による国民年金保険料の納付は、婚姻を契機として行われなくなったと考えられる。

さらに、後から払い出された記号番号は任意加入により払い出されており、申立期間についても、申立人の夫は厚生年金保険に加入していることから任意加入対象期間となり、加入手続を行った時点から遡^{そきゅう}及して国民年金に加入することはできない上、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立人は、昭和 52 年 11 月よりも前から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人に聴取しても、国民年金の加入手続を行った時期についての具体的な記憶は無く、申立人が所持する年金手帳においても「初めて被保険者となった日」として同年 11 月 25 日と記載されていること（最初に払い出された国民年金手帳記号番号との統合により、昭和 36 年 4 月 1 日に訂正済み。）、申立人は 53 年 7 月に A 市 B 区から D 町（現在は、E 市）に転出しているが、E 市が保管している申立人に係る国民年金被保険者名簿の納付記録欄に、52 年 11 月から 53 年 9 月までの保険料について A 市で納付されている旨記載されていること等を勘案すると、申立人は、52 年 11 月に国民年金の任意加入手続を行い、同月分の保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から53年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から53年2月まで

次男が小学4、5年生のころ、知人と国民年金の話をしたことを契機として、市役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は3か月に1度、最寄りの郵便局や銀行で納付していたので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、「昭和53年3月に国民年金に加入した記憶は無く、加入した時期は次男が小学4、5年生であった昭和50年から51年ごろである。」としているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年3月24日に任意加入により払い出されており、申立人は、このころ、国民年金加入手続を行ったものと考えられるが、申立期間について、申立人の夫は共済組合に加入していることから国民年金の任意加入対象期間となり、加入手続を行った時点から遡^{さきゆう}及して国民年金に加入することはできない上、申立期間当時申立人が居住していた市の記録及びオンライン記録共に、申立期間は未加入期間となっている。

さらに、申立人が所持する年金手帳においても、「初めて被保険者となった日」として昭和53年3月14日と記載されており、申立期間は未加入期間となっている上、申立人は、当該年金手帳以外に年金手帳を所持したことは無いとしているほか、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年夏ごろから29年夏ごろまで

私は、昭和27年夏ごろからA社のB事業所で勤務し、28年夏ごろから29年夏ごろまでは同社のC事業所で勤務した。社会保険事務所（当時）の回答では申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないとのことであったが、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間当時の写真から、申立人がA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、「当社の社員に関する記録は昭和17年から残っているが、申立人に係る記録は無い。」との回答があった。

また、申立人は申立期間当時の同僚の氏名等を覚えていないため、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、A社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したところ、複数の者が「最初の3、4年は臨時採用だったので、厚生年金保険には入っていない。」「申立期間当時は臨時採用がほとんどであった。」と回答している上、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは、

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1050

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 11 月 5 日から 53 年 12 月まで
② 昭和 54 年 2 月から同年 5 月 4 日まで
③ 昭和 54 年 7 月 28 日から同年 9 月まで
④ 昭和 55 年 2 月から同年 7 月 10 日まで
⑤ 昭和 55 年 10 月 26 日から同年 11 月まで

申立期間①についてはA社で、申立期間②及び③についてはB社で、申立期間④及び⑤についてはC社で、それぞれ正社員として勤務していた。しかし、社会保険事務所（当時）の回答では申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないとのことであったので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業所名簿及び事業所別被保険者名簿によると、A社は、昭和 43 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、当該期間は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人がA社の同僚であるとしている7人のうち、連絡が取れた一人から「申立人のことは知っているが勤務期間は定かでない。また、当該期間当時は、当該事業所は厚生年金保険に加入していなかった。」旨の回答があった。

さらに、閉鎖登記簿謄本により判明したA社の当時の代表取締役等に照会したものの、連絡が取れないため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかつた上、当時の取締役の妻から「申立期間①当時は、当

該事業所は社会保険に加入していなかったと思う。」との回答があった。

加えて、オンライン記録及び国民年金被保険者名簿によると、申立人は申立期間①のうち昭和 49 年 11 月 5 日から 51 年 6 月までの期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②について、B 社における雇用保険の加入記録によると、昭和 54 年 2 月 4 日資格取得、同年 7 月 27 日離職となっており、申立人が申立期間②に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について B 社に照会したところ、「当時の資料は残っていないため不明である。試用期間（3 か月程度）は、社会保険に加入させていなかった。」との回答があったことから、申立期間②については、同社において、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

また、申立期間③については、雇用保険の加入記録は昭和 54 年 7 月 27 日離職となっており、当該期間に係る加入記録は無い上、当該離職日はオンライン記録の B 社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日と一致している。

さらに、B 社において申立人と同時期に厚生年金保険の資格を取得した複数の同僚に照会したところ、申立人の勤務期間や申立期間②及び③に係る厚生年金保険の加入状況等についての供述を得ることはできなかった。

加えて、B 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②及び③について申立人の被保険者原票は無い。

申立期間④について、オンライン記録によると、C 社は昭和 55 年 4 月 9 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間のうち同年 4 月 8 日以前の期間は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、C 社において申立期間④に厚生年金保険被保険者であった者の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 55 年 4 月 9 日に被保険者資格を取得しているのは役員及び事務職であった者であり、営業職であった者は同年 7 月 4 日以降に被保険者資格を取得している上、当時の事務担当者に照会したところ、「入社後、一定の試用期間を経過して厚生年金保険に加入させていたと思う。」旨の回答があったことから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

さらに、C 社は昭和 59 年 5 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、閉鎖登記簿謄本により判明した当時の代表取締役等に照会したところ、「申立人のことは覚えているが、当時の資料は残っていないため不明である。」との回答があり、申立期間④及び⑤に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、オンライン記録により、C社において申立期間④及び⑤に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について確認できる供述を得ることはできなかった。

その上、申立人のC社における雇用保険の加入記録によると、昭和55年7月10日資格取得、同年10月26日離職となっており、申立期間④及び⑤に係る加入記録は無い上、オンライン記録の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日と一致している。

また、C社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間④及び⑤について申立人の被保険者原票は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1051

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 9 月 1 日から 34 年 7 月 20 日まで
申立期間はA社B支店に勤務し、厚生年金保険にも加入していたはずであるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚 27 人について、A社本社から提出された申立期間当時の従業員名簿と照合したところ、19 人の氏名が確認できることから、申立人が同社B支店で勤務していたことは推認できる。

しかし、当該従業員名簿には、申立人の氏名は確認できない上、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社本社に照会したところ、従業員名簿以外の当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、オンライン記録により、申立期間にA社B支店において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等についての供述を得ることはできなかった。

さらに、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和 27 年 8 月 1 日資格取得）から*番（昭和 34 年 9 月 1 日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1052

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 1 日から同年 6 月 3 日まで

昭和 30 年 2 月 5 日から 36 年 11 月 30 日まで同じ船主に雇用され、かつお一本釣り漁に従事していた。申立期間に係る船員保険の加入記録が確認できないため、申立期間について船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

船舶所有者名簿及び申立人の船員保険被保険者台帳によると、申立期間におけるA丸の船舶所有者はBであることが確認できるところ、既に同人は他界しており、申立人の申立期間に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、A丸において申立期間に船員保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、申立人を知っていると供述する同僚はいるものの、いずれも申立人の船員保険の適用に係る取扱い等についての供述を得ることはできなかった。

さらに、A丸の船員保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1053

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月から 12 年 3 月まで

A社で勤務していた申立期間について、記録されている標準報酬月額が実際にもらっていた給与額より低額になっていることに納得できないので、支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する申立期間に係る給与明細書から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された平成 7 年 1 月分から 12 年 3 月分までの給与明細書によると、当該給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるが、申立人の場合、事業主により給与から控除された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）に届け出られた標準報酬月額と同額であり、申立人が主張する報酬月額に見合う標準報酬月額に相当する保険料控除は行われていないことが確認できる。

さらに、A社における申立期間当時の事務担当者から「申立人の支給額は

月ごとによって諸手当が異なるため届け出た標準報酬月額と一致しない。標準報酬月額については、毎年、社会保険事務所で確認してもらい届出を行っていた。」旨の回答があった。

加えて、オンライン記録により、A社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚について標準報酬月額を調査したところ、いずれも不自然な点はみられず、申立人の標準報酬月額のみ、ほかの同僚と異なる取扱いを行ったという事情は見られない。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1054

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月 25 日から平成元年 11 月 20 日まで
A社に昭和 63 年 11 月 1 日付けで採用されてから、平成元年 11 月 20 日まで正規職員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について照会したところ、「当社が保管している在籍記録によると、昭和 63 年 11 月 1 日職員登用（厚生年金保険適用）、同年 12 月 24 日依願退職と記録されている。」との回答があった。

また、申立人が申立期間におけるA社の同僚であるとしている3人及び申立期間に同社に在籍していた同僚4人に照会したものの、いずれも当時の記憶は不明であり、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況についての供述は得られなかった。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間について国民年金の第3号被保険者であることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人のA社における雇用保険の加入記録は無い上、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 22 年 4 月から同年 7 月まで
③ 昭和 22 年 7 月から同年 9 月まで

A 組合に私の船員保険加入記録について確認したところ、申立期間において、船員保険被保険者記録の無いことがわかった。申立期間①は B 丸に、申立期間②は C 丸に、申立期間③は D 丸に乗船していたため、申立期間について船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B 丸に乗船していた同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）の供述により、申立人が同船に乗船していたことは推認できる。

しかしながら、上記同僚から「船員手帳は無かったし、船員保険には入っていなかった。」との供述があった上、オンライン記録によると当該同僚に係る船員保険の加入記録は無い。

また、B 丸は船員保険の適用事業所として確認できない上、申立人は同船の船舶所有者の屋号しか覚えておらず、船舶所有者の連絡先も不明であるため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、C 丸は船員保険の適用事業所として複数確認できるが、いずれも昭和 23 年 10 月以降に船員保険の適用事業所となっており、当該期間当時は船員保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人は申立期間②当時の同僚の氏名を記憶しておらず、連絡先も不明であるため、申立人の勤務実態及び船員保険の加入状況等について供述を得ることはできなかった。

申立期間③について、D丸は船員保険の適用事業所として確認できるものの、同船が船員保険の適用事業所となったのは、船員保険被保険者名簿の整理番号1番に記載されている被保険者の資格取得日が昭和25年5月9日であることから同日と推認され、申立期間当時は船員保険の適用事業所ではないと考えられる。

また、申立人が記憶している同僚に照会したものの、当時の状況を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び船員保険の加入状況等について供述を得ることはできなかった上、オンライン記録から当該同僚は昭和25年5月9日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、D丸の船員保険被保険者名簿について、資格取得日順に船員保険整理番号1番から*番までの被保険者の資格取得日を見ても、いずれも昭和25年5月9日となっており、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年2月13日から同年11月1日まで
② 昭和28年3月30日から同年4月6日まで
③ 昭和28年6月16日から30年2月10日まで

船員手帳には、A丸において、昭和27年2月13日雇入、28年4月6日雇止、また、B丸において同年6月16日雇入、29年10月2日雇止、同年10月28日雇入、30年5月9日雇止と記載されているが、船員保険の加入記録には、申立期間①、②及び③に係る記録が無い。申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

船員手帳の記録から、申立人が申立期間①においてはA丸に、申立期間②及び③においてはB丸に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、船員手帳に記載された雇入年月日及び雇止年月日をもって当該期間が船員保険の被保険者期間に該当するのではないかと主張しているが、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではないため、申立人が所持する船員手帳に記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、当該期間において船員保険に加入していたことにはならない。

申立期間①について、A丸の船員保険被保険者名簿によると、被保険者番号1番から*番までの者が昭和27年7月1日に資格取得（申立人は*番で同年11月1日資格取得）しており、同船舶は同日に船員保険の適用事業所となったと考えられ、申立期間のうち、同年2月13日から同年6月30日までの

期間は船員保険の適用事業所ではないことがうかがえる。

また、船員保険被保険者名簿により、A丸の船員保険被保険者であった同僚一人に照会したものの、申立人の申立期間①及び②に係る船員保険の適用に係る取扱い等についての供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人の申立期間①及び②に係る船員保険の適用状況等について当時の船舶所有者に照会を試みたものの、既に他界しており、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人は当該船舶の乗務員は10人くらいであったと供述しているが、船員保険被保険者名簿によると申立期間①及び②において被保険者であった者は5人であることから、当該船舶に乗船していた者の一部のみが、船員保険に加入していたことがうかがえる。

申立期間③について、船員保険被保険者名簿によりB丸の船員保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間③に係る船員保険の適用についての供述を得ることはできなかった上、申立人と同日に船員保険の資格を取得している同僚は「昭和28年4月から乗船していた。」と回答していることから、同船舶においては必ずしもすべての乗務員について船員保険に加入させていないことがうかがえる。

また、申立人の申立期間③に係る船員保険の適用状況等について当時の船舶所有者に照会を試みたものの、既に他界しており、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、B丸の船員保険被保険者名簿によると、申立期間③において船員保険の資格を取得している者は一人（整理番号は*番、申立人は*番）のみである。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年2月29日から同年6月15日まで

船員手帳には、A丸の雇入年月日は昭和29年8月4日、雇止年月日は31年9月17日となっている。しかし、船員保険の記録では29年8月4日から31年2月29日までの期間及び、同年6月15日から同年9月14日までの期間の加入記録しかなく、申立期間が空白となっている。申立期間について船員保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

船員手帳の記録から、申立人が申立期間においてA丸に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、船員手帳に記載された雇入年月日及び雇止年月日をもって当該期間が船員保険の被保険者期間に該当するのではないかと主張しているが、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではないため、申立人が所持する船員手帳に記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、当該期間について、直ちに船員保険に加入していたこととはならない。

また、船舶所有者名簿によると、A丸は、昭和29年2月28日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっているため、申立期間当時は船員保険の適用事業所ではないことが確認できる上、申立人に係る船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者台帳によれば、申立人は船員保険被保険者として、B社において昭和29年8月4日に資格取得し、31年2月29日に資格喪失、C社

において同年6月15日に資格取得し、同年9月14日に資格喪失と記載されており、B社については同年2月29日に船員保険の適用事業所に該当しなくなった旨の記載が確認できる。

さらに、船員手帳に記載されているA丸の船長二人と申立人が記憶している同僚一人については、連絡先が不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態、船員保険の適用状況等についての供述を得ることはできなかったが、このうち二人は申立人と同様に、B社の船員保険被保険者資格を昭和31年2月29日に喪失し、同年6月15日にC社で船員保険被保険者資格を取得していることが、両事業所の船員保険被保険者名簿により確認できる。

加えて、閉鎖登記簿謄本による調査でも、B社及びC社における当時の役員等関係者については所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。